平成２５年（フ）第４２９号
静岡市葵区籠上３番25号、旧住所静岡市葵区与左衛門新田35番地の１
債務者　安本　　勇
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３０号
静岡市葵区籠上３番25号、旧住所静岡市葵区与左衛門新田35番地の１
債務者　安本海代子
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３１号
静岡市葵区遠藤新田300番地の52
債務者　安本　達弘
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６９４号
大阪市東住吉区針中野４丁目４番８号、前住所大阪市西淀川区歌島２丁目10番５―302号
債務者　小枝　智恵
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６９号
大阪市北区末広町２番17―409号
債務者　松田久美子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２号
釧路市文苑２丁目35番12号　ドムス文苑106号室
債務者　菅　　学
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２４年（フ）第４２２号
北九州市若松区本町２丁目９番４号
破産者　有限会社みなとや
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１８号
富山県高岡市中央町20番地
破産者　株式会社タツミ
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５７５０号
大阪市北区紅梅町２番17号
破産者　日生機工株式会社
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２号
大阪府南河内郡太子町大字太子356―１―202
破産者　有限会社栄光ドルフィン
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
茨城県水戸市柳河町81番地
破産者　株式会社オカハルフーズ
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５号
栃木県栃木市片柳町１丁目22番３号
破産者　有限会社手束商事
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１９４号
愛知県稲沢市国府宮１丁目10番14―201号、開始決定時の住所愛知県稲沢市国府宮１丁目11番３―105号
破産者　村松　　裕
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０９号
愛知県西尾市徳次町明大寺16番地１
破産者　株式会社スズマサ
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
愛知県知立市昭和３丁目10番地６、前住所名古屋市昭和区元宮町５丁目55番地の２
破産者　株式会社仲山産業
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５号
香川県坂出市川津町2785―１、住民票上の住所香川県坂出市本町３丁目４番８号
破産者　亡長尾照男相続財産
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０１号
山口市黒川377番地２
破産者　奥野建設株式会社
１　決定年月日　平成25年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係